

マイナンバー制度導入による番号確認と身元確認について

福祉衛生課 子ども家庭班

マイナンバー制度導入により、福祉衛生課の申請受付窓口において保護者の番号確認と来庁者の身元確認が義務付けられます。申請時には、必ず下記のものをご持参ください。

(1) 保護者(契約者)本人が来庁し申請する場合

⇒ 番号確認と身元確認ができるもの(下表参照)

※保護者(契約者)は、入園・入所時に申請した父または母どちらか一方です。

支給認定証や各種通知にお名前が記載されている方が保護者(契約者)です。

(2) 保護者(契約者)以外の家族(代理人)が来庁し申請する場合

⇒ 委任状及び保護者(契約者)の番号確認と代理人の身元確認ができるもの(下表参照)

番号確認	身元確認
① 個人番号カード	① 個人番号カード
② 通知カード	② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、適当と認められるもの(氏名、生年月日または住所が記載されているもの)

《注意!!》

*個人番号カードは顔写真が付いているカードで、申請しなければ受け取れません。

*通知カードは、各世帯に送付されています。

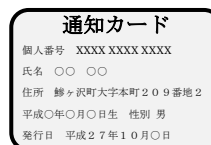
《 例 》 父、母、子ども、祖父、祖母の5人家族のとき

(1) 保護者である父が申請受付窓口に来る場合



《 必要なもの 》

- * 通知カード(父のもの)
- * 運転免許証(父のもの)



(2) 保護者以外の家族が申請受付窓口に来る場合



《 必要なもの 》

- * 委任状
- * 通知カード(父のもの)
- * 運転免許証(母、祖父母等窓口に来る人のもの)